

令和3年度 第1回
さつま町介護保険運営協議会
さつま町地域包括支援センター運営協議会

令和3年5月25日（火）午後3時00分～
さつま町役場 別館3階会議室

- 1 開 会
- 2 運営委員紹介及び委嘱状交付
- 3 町長あいさつ
- 4 運営協議会について
- 5 役員を選出
- 6 協議事項
 - (1) 令和3年度介護保険関係予算等について
 - (2) 令和3年度さつま町地域包括支援センター事業計画等について
 - (3) さつま町地域密着型サービス事業所等の指定について
- 7 その他
- 8 閉 会

令和3年度 介護保険運営協議会委員・地域包括支援センター運営協議会委員名簿

任期:2年(令和4年3月31日まで)

番号	区 分	所属事業所名(又は住所)	氏 名
1	介護保険被保険者	宮之城地区	藤 田 進
2	介護(介護予防)サービス事業者	アルテンハイム鶴宮園居宅介護支援センター	中 野 るみ子
3	介護(介護予防)サービス事業者	特別養護老人ホームマモリエ	大 山 豊
4	介護(介護予防)サービス事業者	北さつま農業協同組合	園 田 利 枝
5	保健・医療・福祉関係者	林田内科(薩摩郡医師会)	林 田 功
6	保健・医療・福祉関係者	ほだて歯科(薩摩郡歯科医師会)	甫 立 宗 一
7	社会福祉協議会	さつま町社会福祉協議会	二階堂 清 一
8	民生委員	さつま町民生委員児童委員協議会	今 東 晴 夫
9	区公民館長連絡協議会	さつま町区公民館長連絡協議会	勝 田 俊 治

(順不同・敬称略)

事務局	高齢者支援課	高齢者支援課長	原 田 健 二
		介護保険係長	菊 野 祐 二
		高齢者支援係長	鶴 森 久 美
	社会福祉協議会	事務局長	山 下 光 男
		さつま町地域包括支援センター長	鍛冶屋 勇 二
		さつま町地域包括支援副センター長	菅 原 清 香

6 協議事項(1) 令和3年度介護保険関係予算等について

令和3年度

当初予算説明資料

I 一般会計

II 介護保険事業特別会計（介護保険係分）

III 介護保険事業特別会計（高齢者支援係分）

I 一般会計

1. 介護保険対策費

(1) 社会福祉法人等介護保険利用者負担軽減措置事業補助 309千円

市町村民税非課税世帯で特に生計が困難である者が、利用者負担の軽減の申出をした社会福祉法人等が行う訪問介護等の対象サービスを利用した場合に、市町村が利用者負担の軽減に係る補助を行うものです。

(2) 介護保険事業特別会計繰入金 548,266千円

介護給付費等繰入金	介護給付費分	420,036	負担率 12.5%
	地域支援事業（介護予防・日常生活支援総合事業）	14,247	負担率 12.5%
	地域支援事業（包括的支援事業・任意事業）	14,561	負担率 19.25%
事務費等繰入金		40,797	
低所得者保険料軽減負担金		58,625	負担率 25%

(3) 子ども食堂もポイントアップ元気度アップ推進事業費 3,135千円

65歳以上の高齢者を含む任意の団体が、高齢者の見守り等互助活動を実施した場合や新たに高齢者が加入したグループに対しポイントを付与し、地域の互助活動を活性化し、高齢者を地域で支える地域包括ケアの推進を図るとともに、高齢者による子育て支援活動の取組みを促進するため、子育て支援活動にポイントを加算。

2. 社会福祉総務費

(1) 権利擁護推進事業費 4,894千円

高齢者の1人暮らしや認知症の増加、知的障がい及び精神障がい等により、日常生活を送る上で十分な判断ができない方が、安心して暮らせる環境を整備するため、成年後見制度利用促進及び権利擁護センターの運営支援に取り組む。

II 介護保険事業特別会計（介護保険係分）説明資料

令和3年度 さつま町介護保険事業特別会計予算（単位：千円）
（歳入）

款	本年度予算額	前年度予算額	比較
1 保険料	476,035	480,400	△4,365
2 使用料及び手数料	30	30	0
3 国庫支出金	1,032,315	977,273	55,042
4 支払基金交付金	938,050	921,953	16,097
5 県支出金	540,449	531,113	9,336
6 財産収入	17	10	7
7 繰入金	607,464	625,579	△18,115
8 繰越金	1	1	0
9 諸収入	45	45	0
歳入合計	3,594,406	3,536,404	58,002

（歳出）

款	本年度予算額	前年度予算額	比較
1 総務費	40,775	46,195	△5,420
2 保険給付費	3,360,288	3,299,508	60,780
3 地域支援事業費	193,223	190,588	2,635
4 基金積立金	18	11	7
5 諸支出金	2	2	0
7 予備費	100	100	0
歳出合計	3,594,406	3,536,404	58,002

令和3年度は、第8期介護保険事業計画の1年目となります。

当初予算額は3,594,406千円、前年度と比較すると58,002千円（+1.6%）の増額となっています。増額の主なものは、保険給付費60,780千円（+1.7%）です。

令和3年度介護報酬改定については、物価動向による影響等の介護事業者の経営を巡る状況等や新型コロナウイルス感染症に対応するための特例的な措置を含めて、原則全てのサービスの基本報酬が引き上げられたところです。また、町外を含めた医療機関が今後介護医療院に転換するケースも想定されます。こうしたことが保険給付費の上昇に大きく影響しています。

歳入・歳出予算の主な内容は次のとおりです。

<歳入>

1 款 保 険 料	第1号被保険者が納める介護保険料
3 款 国 庫 支 出 金	保険給付費と地域支援事業の国負担分
4 款 支 払 基 金 交 付 金	第2号被保険者にかかる保険料
5 款 県 支 出 金	保険給付費と地域支援事業の県負担分
7 款 繰 入 金	保険給付費と地域支援事業の町負担分及び基金繰入金等

<歳 出>

- 1 款 3 項 1 目 介護認定審査会費（要介護認定を行う介護認定審査会（4 合議体，委員20名）の開催経費及び認定に必要な主治医意見書作成手数料等）
- | | | |
|-----------------|----------|------------|
| 介護認定審査会委員報酬 | 8,007千円 | （ -21千円） |
| 主治医意見書作成料 | 10,317千円 | （ ±0千円） |
| 介護認定支援システム保守料ほか | 1,843千円 | （-3,958千円） |
- 1 款 3 項 2 目 介護認定調査等費（要介護認定調査に関する経費）
- | | | |
|--------------------------|----------|----------|
| 介護認定調査員報酬（会計年度任用職員 5 名分） | 10,081千円 | （+293千円） |
| 介護認定調査委託料（町外調査委託分） | 413千円 | （ ±0千円） |
- 2 款 1 項 1 目 介護サービス給付費（介護が必要とされる人〈要介護 1 ～ 5〉を対象とする保険給付費で，居宅介護サービスや施設介護サービス等に要する費用）
- | | | |
|--------------------------------|-------------|--------------|
| 居宅介護サービス給付費ほか（住宅改修費・福祉用具購入費含む） | 871,542千円 | （ +36,778千円） |
| 施設介護サービス給付費 | 1,546,146千円 | （ +29,274千円） |
| 地域密着型介護サービス給付費 | 550,620千円 | （ +603千円） |
- 2 款 1 項 2 目 介護予防サービス給付費（支援が必要とされる予防対象者〈要支援 1 ・ 2〉を対象とする保険給付費で，介護予防サービス費や介護予防地域密着型サービスに要する経費）
- | | | |
|--------------------------------|-----------|------------|
| 介護予防サービス給付費ほか（住宅改修費・福祉用具購入費含む） | 117,180千円 | （+3,125千円） |
| 地域密着型介護予防サービス給付費 | 17,640千円 | （ ±0千円） |
- 2 款 1 項 3 目 審査支払手数料
- | | | | |
|---------------|---------|------|--------|
| レセプト審査支払業務委託料 | 2,880千円 | （±0） | 1 件72円 |
|---------------|---------|------|--------|
- 2 款 1 項 4 目 高額介護給付費（介護サービス利用者の一部負担金について，利用者個人や世帯の課税状況に応じて高額部分に対する給付に要する費用）
- | | | |
|-------------|----------|------------|
| 施設介護費等 | 80,400千円 | （ ±0千円） |
| 高額医療合算介護給付費 | 13,000千円 | （+1,000千円） |
- 2 款 1 項 5 目 特定入所者介護サービス費（介護保険施設入所者〈短期入所を含む〉の居住費・食費は利用者負担であり，低所得者の負担軽減措置を図るための費用）
- | | | |
|----------------|-----------|-------------|
| 特定入所者介護サービス費 | 160,400千円 | （-10,000千円） |
| 特定入所者介護予防サービス費 | 480千円 | （ ±0千円） |

Ⅲ 介護保険事業特別会計（高齢者支援係分）地域支援事業説明資料

3 款 地域支援事業費

1 項 介護予防・生活支援サービス事業

事業名	予算額 (千円)	前年度 比較増減	事業内容
訪問介護相当サービス事業費	7,200	0	介護予防給付で実施していた要支援 1・2 に係る、現行の訪問介護相当サービス負担金
訪問型サービスA 事業費	14,400	0	社会福祉法人等による、基準を緩和した内容による訪問介護サービス負担金
訪問型サービスB 事業費	174	0	地域住民主体による訪問介護サービス委託料
訪問型サービスD 事業費	2,184	0	社会福祉法人等による、移動支援（移送前後の生活支援）サービス補助金
通所介護相当サービス事業費	48,000	0	介護予防給付で実施していた要支援 1・2 に係る、現行の通所介護相当サービス負担金
通所型サービスA 事業費	3,600	0	社会福祉法人等による、基準を緩和した内容による通所介護サービス負担金
通所型サービスB 事業費	5,725	50	地域住民主体による通所介護サービス委託料（通称：B型サロン）
介護予防ケアマネジメント事業費	9,153	0	総合事業に係る介護予防ケアマネジメントに係る介護予防プラン作成手数料
支払審査手数料	372	0	国保連合会に対する介護予防プラン支払審査手数料（1件72円）
高額介護サービス費相当事業費	200	0	高額医療合算介護給付に係る負担金

2 項 一般介護予防事業費

事業名	予算額 (千円)	前年度 比較増減	事業内容
介護予防把握事業費	782	209	高齢者実態調査等収集した情報の活用により、閉じこもり等何らかの支援を要する者を把握し、介護予防につなげる。
介護予防普及啓発事業費	1,282	△807	介護予防啓発パンフレット等を作成し、高齢者クラブや高齢者ふれあいサロン、その他出前講座等で介護予防の普及啓発を図る。また、介護予防リーダー等の養成を実施し、介護予防事業の推進を図る。

地域介護予防活動 支援事業費	19,970	△498	事業所の特色を生かした委託型の一般介護予防事業（JA・クオラ・かたらい）や住民主体型のミニデイサービスの実施により、65歳以上の一般高齢者を対象とした介護予防事業の実施に努める。また、介護支援ボランティアポイントや高齢者元気度アップ・ポイント事業の実施により、引きこもりがちな高齢者が集い、楽しみながら介護予防に努める仕組みづくりを実施。
地域リハビリテーション活動 支援事業費	4,536	△106	「おもいを使ったころばん体操」の実施に係る理学療法士等への謝金やおもいを購入し、ころばん体操の普及に努める。

3 項 包括的支援事業・任意事業

事業名	予算額 (千円)	前年度 比較増減	事業内容
包括的支援事業一般 管理費	35,889	3,513	地域包括支援センターによる総合相談（高齢者の各種相談対応）・権利擁護業務、包括的・継続的ケアマネジメント業務（地域ケア会議の開催や介護支援専門員への支援）、地域包括支援センターのランチ機能を持つ在宅介護支援センターに総合相談業務の一部を委託。
介護給付等費用適 正化事業費	480	19	国保連合会と連携して、介護給付費の通知を送付し、費用の適正化に努める。また、主任介護支援専門員による介護プランの内容検証等実施し、適正化に向けた取り組みを進める。
家族介護支援事業 費（家族介護継続 支援事業）	1,897	0	町民税非課税世帯でかつ在宅で要介護4・5の高齢者を介護している介護者に対し、介護用品購入券月額5千円、年額6万円を限度として支給し、経済的負担の軽減に努める。
家族介護支援事業 費（認知症高齢者 見守り事業）	74	0	認知症高齢者SOSネットワーク事業の実施や電波強度式徘徊感知センサーの貸出し等を実施し、認知症高齢者の見守り事業を実施。
成年後見制度利用 支援事業費	1,386	452	認知症等により判断能力が低下した高齢者の契約などの法律行為や金銭管理などを成年後見人等が支援することで対象者の権利擁護を図る。
介護相談員派遣等 事業費	1,654	△65	6名の介護相談員が2名一組で、介護サービス事業所等を訪問し、本人や家族の相談等に対応し、事業所や家族及び行政との橋渡しを努め、苦情に至る事態を未然に防ぐ。
在宅医療・介護連 携推進事業費	6,614	30	在宅医療に関する普及啓発や医療と介護に携わる職員の連携等、国が示している8項目について、協働して取り組む。事業費については、薩摩川内市（旧薩摩郡）と人口割で折半し薩摩郡医師会に委託。

生活支援体制整備事業費	8,092	△407	4名の生活支援コーディネーターを配置し、生活支援に係るサービスの創出やネットワーク構築、協議体での意見交換等を実施し、支え合いによる地域づくりの推進に努める。町社会福祉協議会に事業委託。
認知症初期集中支援推進事業費	11,268	709	医療系と介護系の専門職のチーム員により認知症が疑われる高齢者宅を訪問し、専門医受診勧奨等の早期対応を図る。認知症初期集中支援チーム検討委員会で、チームの設置及び事業内容の検討等実施している。
認知症地域支援・ケア向上事業費	8,042	△414	認知症地域支援推進員による認知症施策の推進や認知症疾患医療センターとの連携、認知症カフェの運営等地域における支援体制の構築を図る。
地域ケア会議推進事業費	249	△50	地域ケア会議を推進することにより、地域課題の把握や地域資源の開発、困難事例等の課題解決を図り、政策形成まで結びつける取組みを実施する。

◆委託事業

上記事業のうち、委託して実施する主な事業については、次表のとおり

事業名	委託予算額 (千円)	委託先
包括的支援事業一般管理費 (総合相談・権利擁護事業、包括的・継続的ケアマネジメント支援事業)	24,889	・社会福祉法人 さつま町社会福祉協議会
生活支援体制整備事業費	8,092	
認知症地域支援・ケア向上事業費	7,242	
認知症初期集中支援推進事業費	11,214	
地域介護予防活動支援事業費 (地区サロン)	1,000	
一般介護予防事業費(事業所委託型)	9,190	・JA 田原の郷「わいわい広場」 ・クオラ「クオラフィットネス」 ・さつまの風「かたらいクラブ」
在宅医療・介護連携推進事業費	6,540	公益社団法人薩摩郡医師会
包括的支援事業一般管理費(在宅介護支援センター総合相談業務)	11,000	在宅介護支援センター ・クオラ ・ほたるの里
認知症地域支援・ケア向上事業費 (認知症カフェ設置業務)	800	・さつま園 ・アルテンハイム鶴宮園
合 計	79,967	

6 協議事項(2) 令和3年度さつま町地域包括支援センター事業計画等について

令和3年度 さつま町地域包括支援センター事業計画

1 包括的支援事業

○総合相談・権利擁護事業 【11,129千円】

地域の高齢者が、住み慣れた地域で安心して生活できるように、地域包括ケアシステムの充実を図るため、介護保険サービスや介護予防・日常生活総合支援事業等を含め、個人・家族・地域でどのような支援が必要かを幅広く把握する。また、関係機関と連携しながら、各種サービスの利用等につながるよう、適切な相談支援に努める。

- ・地域包括支援センターの周知を図り、来所による相談機能を高める。また、夜間・休日・祝日等の相談に携帯電話にて当番対応する。
- ・在宅介護支援センターとの連携を深め、地域の要支援者の把握に努める。相談対応や実態把握の情報を連絡会で共有する。
- ・高齢者虐待や消費者被害、8050問題など多様で支援困難な事例について、町や介護サービス事業者、障害福祉の相談支援事業所、医療機関、民生委員、消費者被害相談窓口との連携を図り、必要に応じて地域ケア会議を活用して地域課題の抽出と地域資源の開発につなげる。(包括的・継続的ケアマネジメント支援事業との一体的な事業運営を図る。)
- ・さつま町マイライフノート活用講座をふれあいサロン等で実施し、意思決定や自己実現に向けた普及啓発を行う。
- ・町や社会福祉協議会と協働して、権利擁護の意識啓発に努める。令和2年度に開設された権利擁護センターと連携しながら、権利擁護セミナーを開催し、身元保証や身寄り問題についての関係機関の共通理解を図る。

○包括的・継続的ケアマネジメント支援事業 【13,760千円】

地域包括支援センターでは、介護保険以外の関わりを含め包括的・継続的ケアマネジメントの強化に向けた体制の構築、個々の介護支援専門員に対するケアマネジメント力向上の支援を行う。

- ・県や介護支援専門員協議会が開催する介護支援専門員研修会に参加し、最新の制度情報収集やケアマネジメント向上のための研修を受け、町内の介護支援専門員への情報提供やケアマネジメント向上のための取組みを行う。
- ・介護支援専門員との情報共有や連携・資質向上を図るために、「ケアマネ代表者会」や「ケアマネ井戸端会議」を開催する。
- ・介護支援専門員が有する支援困難事例等について、相談対応や同行訪問並びにサービス担当者会議等への出席など個別的な支援を行う。
- ・自立支援・重度化予防の観点から、町内の介護支援専門員が地域ケア個別会議に参加できるよう、計画的に地域ケア個別会議を開催し、専門職のアドバイスによる個別課題の解決や多職種のネットワークの構築、地域課題の抽出に取り組む。

- ・地域包括支援センターが開催する地域ケア個別会議と生活支援コーディネーターが開催する地域ケア地区別会議との連携を図り、生活支援コーディネーターと協働して、さつま町の地域づくりと資源開発に努める。
- ・介護サービス事業所(訪問介護や通所介護等)や地域密着型サービス事業所との連携を図り、事業所連絡会や情報交換会を開催する。
- ・在宅医療の推進を図るため、医療・福祉・介護に携わる多職種職の連携会議や研修会に参加し、職員間の連携や資質の向上を図る。

2 認知症総合支援事業

○認知症地域支援・ケア向上事業 【7, 242千円】

認知症地域支援推進員を配置し、介護と医療の連携強化や地域における支援体制の構築を図る。認知症疾患医療センターなど医療との連携強化に努め、本人・家族への支援、医療と介護の連携等積極的に取り組む。

- ・認知症サポーター養成講座を地域や職場・学校等で開催する。認知症サポーター養成講座の受講者を対象にオレンジリーダーを養成する。オレンジリーダーは、オレンジカフェの後方支援等を行う。また、チームオレンジの設置に向けた検討を行う。
- ・キャラバンメイトとの情報交換を行いながら、認知症サポーター養成講座や認知症フォーラムを開催する。
- ・地域包括支援センターや在宅介護支援センター等でオレンジカフェを定期的で開催するとともに、イベント等を利用して出張カフェを出店し、認知症の方やその家族の寄り所を広げる。
- ・当事者や介護者が集まれる場所として、「ゆるりラカフェ」の普及定着を図る。
- ・認知症疾患医療センターとの連絡会を開催し、連携シートの活用を行い、情報共有に努め、相談・支援体制の強化に努めるとともに、認知症に関する研修会を開催し、町内の認知症ケア向上に取り組む。
- ・「介護者の語らう会」を2か月に1回開催する。介護者自身の「生活・人生の質を向上させる」という視点に立った家族介護者支援を展開する。また、「男性介護者のつどい」を定期的で開催し、介護負担の軽減を図る。
- ・運転免許証返納者への支援等を通じて、認知症の方を支える社会資源づくりを行う。
- ・若年性認知症についての関係者協議を開催して共通理解を図るとともに、支援体制を整える。

○認知症初期集中支援推進事業 【11, 214千円】

認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域の良い環境で自分らしく暮らし続けられるために、認知症やその家族に早期に関わる「認知症初期集中支援チーム」を配置し、早期診断・早期対応に向けた支援体制を構築する。

- ・高齢者実態調査による対象者の把握の精度を高めるとともに、物忘れ相談プログラム等を活用した相談会や包括的支援事業等の実施により、効率的な対象者の把握に努める。

- ・認知症初期集中支援チームを設置し、活動する。(医療系職員及び介護系職員の専門職2名以上と専門医1名以上で編成し、医療系と介護系各1名以上の計2名以上で訪問する。)
- ・認知症初期集中支援チーム員会議を開催する。
- ・関係者間の連携を深め、効果的な初期集中支援を実施する。
(訪問支援対象者が医療サービスや介護サービスによる安定的な支援に移行するまでの間、概ね最長6か月)
- ・認知症初期集中支援チーム検討委員会(町主催)へ協力する。
- ・認知症初期集中支援に関する研修会へ職員を派遣する。
- ・認知症初期集中支援に関する普及啓発を行う。

3 介護予防支援・介護予防ケアマネジメント事業 【20,202千円】

地域包括支援センターでは、自立支援・重度化防止等に資する観点に立ち、介護予防サービスに係る介護予防支援と介護予防・生活支援サービス事業に係る介護予防ケアマネジメントを実施する。

- ・予防給付に係るケアマネジメント(介護予防支援)を行う。
- ・要支援1・要支援2の訪問型サービスと通所型サービスについて、介護予防ケアマネジメントを行う。また、要介護(支援)認定を経ず、直接、介護予防・生活支援サービス事業の利用対象となる事業対象者についても、同様に介護予防ケアマネジメント(介護予防ケアマネジメントA, C)を行う。
- ・介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントマニュアルの作成を行う。
- ・地域包括支援センター内の事例検討会を開催することにより、介護予防・自立支援の取り組みを進める。

令和3年度 さつま町地域包括支援センター収支予算書

収入の部

(単位：円)

地域支援事業	総合相談・権利擁護事業	包括的・継続的ケアマネジメント支援事業	認知症地域支援・ケア向上事業	認知症初期集中支援推進事業	介護予防支援・介護予防ケアマネジメント事業
収入	11,129,000	13,760,000	7,242,000	11,214,000	20,202,000
合計					63,547,000

支出の部

(単位：円)

科 目	総合相談・権利擁護事業	包括的・継続的ケアマネジメント支援事業	認知症地域支援・ケア向上事業	認知症初期集中支援推進事業	介護予防支援・介護予防ケアマネジメント事業
2 給料	4,844,000	4,744,000	0	2,444,000	11,628,000
3 職員手当等	1,879,000	3,088,000	655,000	1,597,000	1,317,000
4 共済費	1,393,000	1,888,000	575,000	1,437,000	2,518,000
7 賃金	0	2,185,000	3,076,000	4,774,000	0
8 報償費	30,000	549,000	1,151,000	243,000	0
9 旅費	30,000	680,000	91,000	69,000	72,000
11 需用費	308,000	308,000	1,263,000	345,000	98,000
12 役務費	763,000	21,000	47,000	38,000	215,000
13 委託料	411,000	0	0	0	3,778,000
14 使用料及び賃借料	1,381,000	223,000	187,000	187,000	432,000
18 備品購入費	0	0	0	0	0
19 負担金補助及び交付金	90,000	74,000	197,000	80,000	0
福利厚生	0	0	0	0	144,000
計	11,129,000	13,760,000	7,242,000	11,214,000	20,202,000
合計					63,547,000

差引額 (収入－支出)	0	0	0	0	0
合計					0

収入合計 63,547,000 円 - 支出合計 63,547,000 円 = 0 円

6 協議事項(3) さつま町地域密着型サービス事業所等の指定について

(1) 地域密着型サービス事業所の指定更新について

地域密着型サービス事業所については、6年に1度指定の更新手続きを行う必要があり、有効期間満了をもって指定の効力を失うこととなります。(介護保険から報酬を受けられなくなります。)

今回、指定有効期間が満了となる下記2事業所から指定更新申請書が提出されました。

《更新の対象となる事業所の概要》

事業所名	グループホーム つる
事業の種別	認知症対応型共同生活介護 介護予防認知症対応型共同生活介護
運営法人	医療法人 杏政会
所在地	さつま町鶴田 2691 番地 1
指定有効期間	令和3年3月27日～令和9年3月26日
利用定員	1ユニット 9名

《事業所の指定更新に関わる町の所見》

当事業所は鶴田地区に所在しており、入居定員1ユニット9名はほぼ満床で、居室や共同室は利用者が快適に過ごせるような配慮が見られる。従業者については常勤雇用を中心に基準を満たす人員配置を行い、万全な体制を整えている。

《更新の対象となる事業所の概要》

事業所名	デイサービスセンター みどり
事業の種別	認知症対応型通所介護 介護予防認知症対応型通所介護
運営法人	社会福祉法人 三蔵会
所在地	薩摩川内市祁答院町上手 500 番地 7
指定有効期間	令和2年10月23日～令和8年10月22日
利用定員	1日 12名
併設機関等	特別養護老人ホームつきみ園 等

《事業所の指定更新に係る町の所見》

町内には、認知症の特性に配慮したサービスを提供する認知症対応型通所介護サービス事業所がないため、施設所在市町村（薩摩川内市）長の同意を得て、当事業所を指定。薩摩川内市長の同意を得られた者に限り利用可能としている。

事業所については、一人一人に応じたケアを行い、利用者が快適に過ごせるような配慮が見られる。従業者についても基準を満たす人員配置を行い、万全な体制を整えている。

【参考】介護保険法第78条の2第4項各号及び第115条の12第2項の各号

※ 事業所の指定及び指定更新をすることができない事項を規定したものです。以下のような事項が定められており、いずれかに該当する場合は、要件を満たしません。

- ① 申請者が法人でない場合
- ② 申請する事業所がサービス基準を満たしていない場合
- ③ 申請者が指定基準に沿った運営をすることができない場合
- ④ 申請者や役員が指定を受けていた事業所の指定取り消しを受けて5年未満の場合
- ⑤ 申請者や役員が刑を受け、執行を終了しない場合

(2) 居宅介護支援事業所の指定更新について

居宅介護支援事業所については、6年に1度指定の更新手続きを行う必要があります。有効期間満了をもって指定の効力を失うこととなります。(介護保険から報酬を受けられなくなります。)

今回、指定有効期間が満了となる下記1事業所から指定更新申請書が提出されました。

《更新の対象となる事業所の概要》

事業所名	J A北さつま介護相談所
事業の種別	居宅介護支援
運営法人	北さつま農業協同組合
所在地	さつま町旭町20番地18
指定有効期間	令和2年5月31日～令和8年5月30日
介護支援専門員	1名
併設機関等	J A北さつまデイサービス 等

《事業所の指定更新に係る町の所見》

当事業所は虎居地区に所在し、同一法人が運営しているデイサービス事業所等が隣接している。一連のケアマネジメントは適切に行われている。

【参考】介護保険法第79条第2項

※ 事業所の指定及び指定更新をすることができない事項を規定したものです。以下のような事項が定められており、いずれかに該当する場合は、要件を満たしません。

- ① 申請者が法人でない場合
- ② 申請する事業所がサービス基準を満たしていない場合
- ③ 申請者が指定基準に沿った運営をすることができない場合
- ④ 申請者や役員が指定を受けていた事業所の指定取り消しを受けて5年未満の場合
- ⑤ 申請者や役員が刑を受け、執行を終了しない場合

(3) 居宅介護支援事業所の休止について

下記事業所から事業の休止届出書が提出されました。

《休止となる事業所の概要》

事業所名	J A北さつま介護相談所
事業の種別	居宅介護支援
運営法人	北さつま農業協同組合
所在地	さつま町旭町 20 番地 18
指定有効期間	令和 2 年 5 月 31 日～令和 8 年 5 月 30 日
介護支援専門員	1 名
休止年月日	令和 3 年 5 月 1 日
休止予定期間	令和 3 年 5 月 1 日～令和 8 年 5 月 30 日

《事業所の休止に係る町の所見》

当事業所は虎居地区に所在している。管理者（介護支援専門員）の退職を理由に、令和 3 年 5 月 1 日をもって休止の届出が提出された。現に支援を受けていた利用者については、他事業所を利用している。

さつま町 指定事業所一覧

サービスの種類	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	指定の有効期間	更新年度	備考	
居宅介護支援	パラダイノ / ほたるの里	さつま町柏原493番地5	医療法人 立翔会(さつま町)	令和2年4月1日～ 令和8年3月31日	R7		
	介護相談所 クオラさつま	さつま町船木2311番地6	医療法人 クオラ(さつま町)	令和2年4月1日～ 令和8年3月31日	R7		
	JA北さつま介護相談所	さつま町旭町20番地18	北さつま農業協同組合(さつま町)	令和2年5月31日～ 令和8年5月30日	R8	休止:令和3年5月1日～ 令和8年5月30日	
	さつま町居宅介護支援事業所	さつま町宮之城屋地2117番地1	社会福祉法人 さつま町社会福祉協議会(さつま町)	平成29年3月22日～ 令和5年3月21日	R4		
	稲津病院居宅介護支援事業所	さつま町宮之城屋地1378番地	医療法人 トウスイ会(さつま町)	令和元年10月21日～ 令和7年10月20日	R7		
	アルテンハイム鶴宮園 居宅介護支援センター	さつま町紫尾4088番地1	社会福祉法人 脩寿会(さつま町)	令和2年4月1日～ 令和8年3月31日	R7		
	居宅介護支援事業所 さつま園	さつま町求名13341番地1	社会福祉法人 同仁会(さつま町)	令和2年4月1日～ 令和8年3月31日	R7		
介護予防支援	さつま町地域包括支援センター	さつま町宮之城屋地2030番地	社会福祉法人 さつま町社会福祉協議会(さつま町)	平成30年4月1日～ 令和6年3月31日	R5		
認知症対応型共同生活介護 介護予防 認知症対応型共同生活介護	アルテンハイム鶴宮園 グループホームうらら	さつま町紫尾4088番地1	社会福祉法人脩寿会(さつま町)	平成27年7月10日～ 令和3年7月9日	R3		
	みのり園	さつま町宮之城屋地1358番の2	医療法人 トウスイ会(さつま町)	平成27年8月14日～ 令和3年8月13日	R3		
	グループホーム あかつき	さつま町紫尾4374番地1	尚あかつき居宅介護支援 センター(さつま町)	平成30年4月1日～ 令和6年3月31日	R5		
	グループホーム アリエ	さつま町船木2311番地8	医療法人クオラ(さつま町)	令和2年4月1日～ 令和8年3月31日	R7		
	グループホーム つる	さつま町鶴田2693番地	医療法人杏政会(薩摩川内市)	令和3年3月27日～ 令和9年3月26日	R8		
	グループホームのどか	さつま町求名13564番地	コロンブス株式会社(さつま町)	平成30年1月20日～ 令和6年1月19日	R5		
	グループホーム よかよかん	さつま町虎居1553番地2	㈱CARE& SONS(さつま町)	令和元年8月1日～ 令和7年7月31日	R7		
	JA北さつまグループホーム	さつま町田原189番地1	北さつま農業協同組合(さつま町)	令和元年6月1日～ 令和7年5月31日	R7		
	寄り合い処 のどか	さつま町求名13564番地	コロンブス株式会社(さつま町)	令和元年10月15日～ 令和7年10月14日	R7		
	小規模多機能型ホーム よかよかん	さつま町虎居1553番地2	㈱CARE& SONS(さつま町)	令和元年8月1日～ 令和7年7月31日	R7		
	JA北さつま 小規模多機能型ホーム	さつま町田原189番地1	北さつま農業協同組合(さつま町)	令和元年6月1日～ 令和7年5月31日	R7		
	JA北さつまデイサービス	さつま町旭町20-18	北さつま農業協同組合(さつま町)	令和元年1月1日～ 令和6年12月31日	R6		
	デイサービスセンター 日和	さつま町田原707番地46	有限会社空(さつま町)	平成29年4月18日～ 令和5年4月17日	R5		
	デイサービスセンター みどり	薩摩川内市都峯院町上手500番地7	社会福祉法人三蔵会 (薩摩川内市)	令和2年10月23日～ 令和8年10月22日	R8	薩摩川内市	
	地域密着型通所介護	デイサービスセンター ひわきの郷	薩摩川内市樋脇町塔之原2670番地1	株式会社心知 (薩摩川内市)	平成30年11月1日～ 令和6年10月31日	R6	薩摩川内市

さつま町介護保険運営協議会設置要綱

(設置)

第1条 介護保険の適正な運営を確保するため、さつま町介護保険運営協議会(以下「運営協議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 運営協議会が所掌する事務は、次のとおりとする。

- (1) 介護保険事業計画の検証、評価及び変更に関すること。
- (2) 介護保険の運営に関する重要事項及び介護保険事業に関連する高齢者福祉事業に関すること。
- (3) 地域密着型サービスに関すること。

(組織)

第3条 運営協議会は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 介護保険の被保険者(1号及び2号)
- (2) 介護サービス及び介護予防サービス利用者
- (3) 介護サービス及び介護予防サービス事業者
- (4) 地域における保健・医療・福祉関係者
- (5) 学識経験者
- (6) 前各号に掲げるもののほか、その他町長が認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 前条第2項の規定による身分又は資格に基づいて委員に委嘱された者がその身分又は資格を失ったときは、委員を辞したものとみなす。

(会長及び副会長)

第5条 運営協議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選により選出する。

2 会長は、運営協議会を代表し、議事その他会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは副会長が、会長及び副会長ともに事故があるときは年長委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 運営協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会長は必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(事務局)

第7条 事務局は、運営協議会の所掌事務を所管する課に置く。

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか、運営協議会の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

さつま町地域包括支援センター運営協議会設置要綱

(趣旨・設置)

第1条 この告示は、地域包括支援センター(以下「センター」という。)の業務(以下「業務」という。)の中立性及び公正性を確保し、及び円滑な運営を図るため、さつま町地域包括支援センター運営協議会(以下「運営協議会」という。)を置き、その管理及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 運営協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) センターの設置等に関する次の事項の承認
 - ア センターの設置, 変更及び廃止並びに業務の法人への委託又は業務を委託された法人の変更
 - イ 業務を委託された法人による予防給付に係る事業の実施
 - ウ 予防給付に係るマネジメント業務を委託できる居宅介護支援事業所の選定
 - エ その他センターの中立性及び公正性を確保するために運営協議会が必要と認める事項
- (2) センターから毎年度提出される次の書類の受理
 - ア 当該年度の事業計画書及び収支予算書
 - イ 前年度の事業報告書及び収支決算書
 - ウ その他運営協議会が必要と認める書類
- (3) 前号イに掲げる事業報告書その他次の事項を勘案して作成した業務内容評価基準の作成及び業務内容の定期又は随時評価
 - ア センター作成のケアプランは、正当な理由なく特定の事業者が提供するサービスに偏りがいないか
 - イ アのケアプランの作成過程において、特定の事業者が提供するサービスの利用を不当に誘因していないか
 - ウ その他運営協議会が地域の実情に応じて必要と認める事項
- (4) センター職員の確保のための地域の関係団体等との調整に関する事項
- (5) その他地域における介護保険以外のサービス等との連携体制の構築、地域包括支援業務を支える地域資源の開発その他の地域包括ケアに関する事項であって運営協議会が必要と認めるもの

(組織)

第3条 運営協議会は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 介護サービス及び介護予防サービスに関する事業者、職能団体等の関係者
- (2) 介護サービス及び介護予防サービスの利用者並びに介護保険の被保険者(第2号被保

険者を含む。)

(3) 介護保険以外の地域資源や地域における権利擁護、相談事業等を担う関係者

(4) 前各号に掲げるもののほか、地域ケアに関する学識経験を有する者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 前条第2項の規定による身分又は資格に基づいて委員に委嘱された者がその身分又は資格を失ったときは、委員を辞したものとみなす。

(会長及び副会長)

第5条 運営協議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選により選出する。

2 会長は、運営協議会を代表し、議事その他会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、副会長が、会長及び副会長ともに事故があるときは年長委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 運営協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会長は必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(事務局)

第7条 事務局は、運営協議会の所掌事務を所管する課に置く。

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか、運営協議会の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。